

1 社会福祉一般について

高齢者、障害者等、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに生き生きとした生活ができる地域社会を築くため、広く地域住民の参加を求めて地域の福祉推進のため諸事業を展開する。

(1) 地域福祉(支援)計画

【根拠法令：社会福祉法】

ア 市町村地域福祉計画

市町村が、住民の参画を得ながら、高齢者や障害者分野等の個別計画を含めた福祉サービスの基盤整備やサービスの適切な利用の促進方策等、今後の福祉のあり方について定める計画であり計画策定のための情報提供や助言を行う。

また、地域福祉計画と互いに補強・補完しあう関係の社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動計画作りとの調整を図る(管内市町村は未策定)。

イ 県地域福祉支援計画

県は、市町村地域福祉計画の達成のために、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める支援計画を策定する。

県民の意見、提言を支援計画に反映させるため、平成16年1月には第2次の意見募集として中間取りまとめを行い、同年4月に支援計画が策定されている。

(2) 民生委員・(主任)児童委員

【根拠法令：民生委員法】

中部民生児童委員協議会と連携し、委員のための研修会を実施するとともに県及び町村民生児童委員協議会との連絡調整等を行う。

ア 研修会

(ア) 全員研修会

管内の民生委員・児童委員の資質向上を図るため、全員を対象として年2回開催する。

(イ) 会長社会福祉施設等視察研修

管内の各民児協会長が社会福祉施設等を視察し、社会福祉への理解を深める。

イ 指定事業の推進

毎年度、各民児協が県民児協または全国民児協から指定を受け、地域福祉に関する調査研究を行っている。平成17年度は、三朝町民児協が県民児協から指定を受け事業を実施することが決定しており、この調整連絡を行う。

ウ 町村民児協の活動状況の把握

管内の各町村民児協の活動状況及び活動にあたっての問題の把握に努める。

エ 情報交換会

相互理解と連携、協働と互助を図ることを目的として、管内の各民児協会長と主任児童委員との情報交換会を開催する。

(3) 社会福祉法人（設立認可等）

【根拠法令：社会福祉法】

社会福祉法に規定された第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の実施につき、新たに社会福祉法人の設立を要する場合、この事前相談や事前協議書の作成にあたり、本庁所管課と連絡を取りながら、法人設立及び事業変更に伴う定款変更等の相談・指導を行う。また、社会福祉法人のうち社会福祉協議会については、毎年度事業実施や決算状況の報告（現況報告書）を受け、経営状況の把握に努める。

(4) 日本赤十字社活動

【根拠法令：日本赤十字社法】

日本赤十字社鳥取県支部中部地区の事務局として、管内分区の社資募集の督励及び罹災者に対する見舞品の贈呈を行う。

ア 社資募集

日赤社資募集は、毎年度、町村分区の協力により完納され、目標額を上回る成績を上げており、平成17年度も目標達成を目指す。

イ 小災害罹災者に対する見舞品の贈呈

災害救助法の適用基準に達しない場合は、日赤独自の施策として「小災害罹災者に対する見舞品の贈呈内規」に基づき、小災害罹災者に対して世帯構成に応じ毛布及びタオルセット、日用品セット、鍋並びに中部地区独自の見舞品として電気ポットを贈呈して激励する。

(5) 社会福祉施設等の指導監査

平成15年7月の組織改正により、指導監査を主管業務として行う福祉企画課企画係が置かれ、指導監査体制の強化が図られた。更に平成17年4月の組織改正により、福祉企画課の係体制は指導支援係と介護保険係に再編され、関係各係（共管業務）と連携して、指導監査内容の充実、強化に取り組んで行く体制とされた。

ア 市町村社会福祉協議会（法人監査）

【根拠法：社会福祉法】

本庁所管課から示される当年度の指導監査重点事項とともに、前年度指導監査指摘事項の改善へ向けた取り組み状況の確認を行う。

〔監査実施割合〕管内の各市町村社協：1年に1回実施 〔管内の社協数〕6

イ 児童福祉行政指導監査

【根拠法令：児童福祉法】

本庁所管課から示される当年度の指導監査重点事項とともに、前年度指導監査指摘事項の改善へ向けた取り組み状況の確認を行う。また、これまで本庁所管課が行っていた市部の保育所等の指導監査権限が、平成17年4月から中部総合事務所長（福祉保健局長）に委譲された。

〔監査実施割合〕

〔管内の施設数〕

管内の各保育所（園）	：3年に1回実施	保育所（園）	市部：23	郡部：33
〃 児童館	：2年に1回実施	児童館	市部：9	郡部：7

児童福祉実施機関（市町村）：1年に1回実施 児童福祉実施機関：各市町村

ウ 障害者施設指導監査

【根拠法令：社会福祉法、知的・身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】

平成15年7月から、各福祉保健局が主体となり指導監査を実施するよう、本庁所管課から権限委譲が行われた。また、平成17年4月から支援費制度により指定を受けた居宅支援事業者の指導監査権限が、中部総合事務所長（福祉保健局長）に委譲された。本庁所管課から示される当年度の指導監査重点事項とともに、前年度指導監査指摘事項の改善へ向けた取り組み状況の確認を行う。

〔監査実施割合〕

〔管内の施設・事業者数〕

知的・身体障害者(児)施設：2年に1回 知的・身体：14(知的8、身体4、障害児2)

精神障害者社会復帰施設：2年に1回 精神：3

指定居宅支援事業者(所)：3年に1回 指定事業者：43

(6) 介護保険について

【根拠法令：介護保険法】

平成14年度に策定された第2期介護保険事業支援計画(平成15年度～19年度)に基づき、「サービス量の確保」とともに「サービスの質の向上」に向けて保険者である市町村をはじめ、介護保険事業者及び関係機関と連携を密にして取り組みを図る。

(1) 市町村及び鳥取中部ふるさと広域連合への支援

区 分	支援内容及び方法等	備 考
介護保険担当者会議の開催	介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険担当者連絡会議を開催する。 会議は、市町村、鳥取中部ふるさと広域連合及び当センターの介護保険担当者が構成し、制度運営上の問題点及び課題の解決に向けた検討や情報交換を行う。 特に、第2期事業計画の進捗状況及びサービスの質の向上を図るための勉強会を行う。	随時
市町村介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に係る推進組織への参画	市町村からの求めに応じ、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進委員会等へ参画し、計画推進に関する支援を行う。	随時
個別支援の実施	必要に応じて市町村へ出かけ、実地に個別、具体的な支援を行う。	随時

(2) 介護サービス事業者の指定等

ア 概要

介護サービスを提供する指定事業者の確保について、引き続き新規参入事業者の指定申請及び変更届等の受付を行うとともに、介護サービスの適正な給付を確保するため、鳥取県国民健康保険団体連合会及び県本庁と連携して事業者に対し必要な助言・指導を行う。

また、介護サービス事業者の適正な運営体制及び介護サービスの質の確保を図るため、県本庁と連携して介護サービス事業者への指導監査を実施する。

イ 介護サービス事業者の指定状況

(平成17年3月1日現在)

中部管内事業

サービス種別	管内所数	サービス種別	管内所数
居宅サービス		特定施設入所者生活介護	0
		福祉用具貸与	12
訪問介護(ホームヘルプサービス)	23	居宅介護支援事業	41
訪問入浴サービス	9	小計	316
訪問看護	44	施設サービス	
訪問リハビリテーション	20		
居宅療養管理指導	95		
通所介護(デイサービス)	24	介護老人福祉施設	6
通所リハビリテーション(デイケア)	14	介護老人保健施設	8
短期入所療養介護(ショートステイ)	7	介護療養型医療施設	5
短期入所療養介護(ショートケア)	13	小計	19
痴呆対応型共同生活介護	14	合計	335

(3) 鳥取県介護保険審査会

ア 概要

市町村が行った要介護認定に関する処分についての不服申立の審理・裁決を行うため、第三者機関として鳥取県介護保険審査会(中部合議体)を当局内に設置している。

イ 不服申立の手続き

要介護認定に不服があるときは、申請書により当局へ審査請求の申立を行う。

なお、保険料滞納に関する処分など要介護認定に関するもの以外の不服申立については、県本庁に設置されている介護保険審査会で処理する。

ウ 審査請求状況

平成16年度受理件数：1件(H16.5.21申請(H16.6.16取下げ))

(4) 介護保険に係る苦情処理

介護保険に関するあらゆる苦情や相談を受け付け、市町村、鳥取県国民健康保険団体連合会、鳥取中部ふるさと広域連合等の関係機関と連携して対応する。

2 福祉のまちづくりについて

【根拠法令：鳥取県福祉のまちづくり条例】

本県では、高齢者、障害者、妊産婦等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、だれもが自らの意思で行動でき、社会参加できるまちづくりを進めるために、「鳥取県福祉のまちづくり条例」を平成8年10月に制定し、その推進を図ってきたが、関係者の意見を反映して平成12年7月には条例の一部の改正し、平成13年6月には施行規則の一部を改正した。また、平成15年度から福祉のまちづくり推進事業費補助金の補助対象が拡大された。

3 統計調査

国の委託による社会福祉及び保健の各種統計調査等を実施し、管内の社会福祉及び保健行政推進の基礎資料とする。

調査名	実施予定時期	調査対象等
人口動態統計調査	毎月	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の各事件
衛生行政報告例	年度報	管内における衛生行政の実施状況
地域保健事業報告 老人保健事業報告	年度末	管内における地域保健及び老人保健事業の実施の状況
国民生活基礎調査 (世帯票) (所得票)	6月2日 7月14日	管内7市町村2地区 上記対象地区から無作為抽出された地区
介護サービス施設・事業所 調査一覧 (担当：母子高齢者係)	10月	施設・事業所票 介護保険施設、居宅サービス事業者、居宅介護 支援事業所 利用者票(個票、一覧票) 平成16年9月中に介護保険施設及び訪問看 護ステーションを利用した者
社会福祉施設等調査	10月	施設票：各種法律に基づく社会福祉施設等 事業所票：支援費制度における指定施設及び居宅 支援事業所 従事者票：身体障害者援護施設及び知的障害者援 護施設の入所施設における直接処遇職員
医療施設静態調査	10月	管内の平成17年10月1日現在医療法に基づき許 可又は届出を行っているすべての病院及び診療所
患者調査	10月	管内の医療施設(層化無作為抽出)を利用する患者
受療行動調査	10月	管内の医療施設(層化無作為抽出)を利用する患者
第4回 21世紀成年者縦断調査	11月上旬	管内の成年者(平成17年10月末時点で20歳か ら34歳であり、第3回調査において協力を得られ た者等)

